

会費納入時における学生会員の手続きの変更について

2020年6月4日

これまで学生会員は、会費納入時に学生の身分であることを証明するために、払込取扱票の通信欄に指導教員の署名と押印が必要でした。これを廃止し、代わりに学生証をスキャンか撮影したデータを学会事務局（メールアドレス seeps-post@bunken.co.jp）に送信することで学生の身分を有することの確認を行うこととなりました。

年度の途中ではありますが、この変更は、まだ2020年度の会費を振り込んでいない学生会員から適用されます。

環境経済・政策学会
会長 栗山浩一